

■公共下水道についてのお知らせ■



このたび、皆様がお住いの区域(または土地をお持ちの区域)に公共下水道を整備します。

以下のことについて、資料を同封しています。

①本管工事について

- ・市が公共下水道の本管を整備する工事を行います。

詳しくは「令和3年度公共下水道の整備について」4ページ～、公共下水道整備予定図

②排水設備工事について

- ・公共下水道を使用するために、個人の敷地の中に、個人のご負担で、各家庭と下水道を接続する「排水設備」を設置していただく工事です。

詳しくは「令和3年度公共下水道の整備について」8ページ～、排水設備工事指定工事店一覧

③融資あっせん制度について

- ・排水設備工事の費用について、融資のあっせんと利子補給を行う制度です。

詳しくは「令和3年度公共下水道の整備について」14ページ

④受益者負担金制度について

- ・公共下水道が整備される区域に土地をお持ちの場合、土地に対して一度だけ賦課される負担金です。

詳しくは「令和3年度公共下水道の整備について」16ページ～

⑤下水道使用料について

- ・下水道を使用していただくにあたり、必要となる料金です。

詳しくは「令和3年度公共下水道の整備について」20ページ～